人事・労務に役立つ News Letter

発行日:2016年12月01日

# きりん通信

12 2016





〒333-0831 埼玉県川口市木曽呂 639-1-C101

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.mivazawa@sr-kirin.ip

URL http://www.sr-kirin.ip

#### トピックス

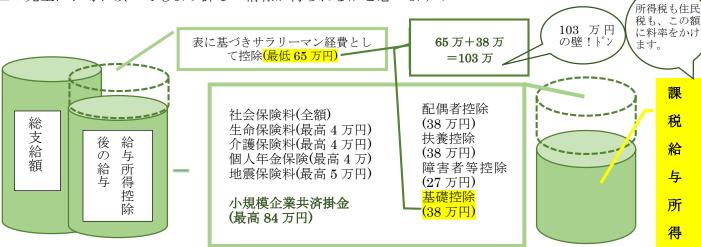
## 今年最後の節税対策-小規模企業共済

早いもので2016年も残すところひと月を切りました。

今年は決算を終えて、次期の法人税節税対策の為に役員報酬を増額された方もいらっしゃるのではないでしょうか?会社の利益に係る法人税の対策にはなりますが、同時に個人としての所得が増加します。すると個人にかかる所得税、住民税が増えますが、この個人の節税対策の一つとして小規模企業共済をご紹介いたします。

税金は専門外ですので、ざっと書かせて頂きますが・・・個人にかかる税金はこんな仕組みです。 毎月控除されている源泉所得税ですが、年末に下記の控除額を計算し実際の課税所得額を算定します。 所得税は毎月払いのように見えますが、法人税と同様、1年間トータルで税額を決定します。

ですから年末調整では還付される方の方が多いのです。他の控除額に比べると、小規模共済掛金の控除額は高額ですので節税対策には有効です。小規模共済は経営者のみが利用できる国の制度で、個人の貯蓄となるものです。ご興味があれば詳しくはお尋ね下さい。顧問税理士の先生がいらっしゃれば、税理士の先生にお尋ね頂いてもより詳しい情報が得られるかと思います!



以上のように、今年の所得税額を最終的に決定し、過不足の調整をするのが年末調整です。 皆さま年末調整の準備は終わりましたでしょうか?お忙しい時期ですが、お早めに従業員から控除書類等を収集 して下さい。

#### 御礼

皆さまのご活躍、また当事務所へのご愛顧のお陰様で、今年は私も節税対策に頭を悩ませるまでに成長することが出来ました。「こんなに安くて生活大丈夫?」「ちゃんと請求して下さいね」など、皆さまから暖かいお言葉を頂き、本当に心から感謝申し上げます。

「小規模企業共済はとてもお得な制度ですよ」と以前にも皆さまにご紹介したことがありましたが、実は私は今年初めて加入いたしました。今までは、節税の必要がなかったので(^^;)

感謝の気持ちを込めて少し詳しく掲載させて頂きました(^^)

来年も益々皆様のお役に立てるよう、より一層頑張ろうと決意を新たにしております。そして皆さまのご活躍を心より楽しみに応援して参ります。今後ともよろしくお願い致します。

## マタハラの防止措置を事業主に義務付け(防止措置の内容)



平成29年1月から、いわゆるマタハラを防止するための措置を事業主に義務付ける規定が施行されます。

(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正)

平成19年に職場におけるセクシャルハラスメント防止対策が義務化されました。現在皆さんの会社の就業規則にはセクハラ防止条文が制定されていることと思います。来年の1月からは加えてマタニティハラスメントを防止する条文を就業規則に盛り込む必要があります。

また、介護休業は93日間の取得が義務付けられていますが、1回限りというルールがありました。20日間介護休業して復帰した後、残りの73日を取得することが出来ないルールです。これが、今回の改正で3回に分けて取得する事が可能になりました。それは即ち、雇用保険からの介護休業給付金が3回に分けて受給出来るようになると言うことです。この改正に先駆けて、今年の8月から<u>介護休業</u>給付金の支給率が40%から67%に引き上げられています。



ポイントは、就業規則(分割して育児・介護休業規程を定めている場合、その規程を含む。)への規定です。その上で、必要事項の周知・啓発を行う必要があります。 就業規則等の整備が必要となりますが、有効な対策・規定方法は会社ごとに異なりますので、法律の内容に沿って、会社の実情を踏まえた対応をとればよいと思います。 是非、ご相談ください。

### 助成金

# 介護離職防止支援助成金

国は2020年までに介護離職ゼロにする目標を打ち出しています。上記の介護休業給付率の引き上げもこの目標を達成する為の取組の一つですが、企業に対しての助成金も創設されています。国が新しい政策を打ち出せば、その政策を実現する為の助成金も創設される事が多いのです。

介護離職防止支援助成金は、社員の介護休業の取得を推進するもので、取組みを実施して 実際に30日以上の介護休業の取得があった時に支給されます。支給額は60万円。1事業 所につき、2回まで申請が可能です。法令遵守と助成金の受給が可能になります。介護を必要 とする従業員の方がいらっしゃれば、この機会に是非ご相談下さい。

とする従業員の方がいらっしゃれば、この機会に是非ご相談下さい。 きりん人事労務管理事務所では、現在1名のパートさんがステップアップ研修期間中です。とても向上心があり、頑張り屋さんで、2月に簿記2級の試験を受験する予定です。ずっと長く勤務して頂きたいと思っていますが、地元長崎に住むお母様の介護の為、今月1週間程お休みの予定です。今後、万が一長期間の介護が必要となる事態に備え、きりん事務所でも介護離職防止支援助成金の申請を検討中です(^^)

助成金を活用しつつ、法令遵守を実現し、かつ、従業員の福祉の向上職場定着につなげることができれば理想的ですね。質問、相談などがあれば、気軽にお声かけください。

お仕事 カレンダー 12 月 12/10

12/31

●一括有期事業開始届の提出(建設業)

主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事

- ●11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- ●11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ●所得税の予定納税額の修正申告固定資産税(都市計画税)の納付 納付対象:第3期分
- ●10 月決算法人の確定申告・翌年 4 月決算法人の中間申告
- ●翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告
- ●年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書(生命 保険等)の提出(会社)

#### ◆書初め◆

2002年から14年間、毎年書き初めを書いています。習字の手習いなど全くなく、お恥ずかしい限りですが、これを1年間自席から真っ直ぐに見える位置に掲示して毎日目に入れています。

12月に入る頃、一年を振り返り来年の書初めを何にしようかと考え始めます。 2014年はきりん事務所命名の年で「輝凛」。"凛として輝け"という願いを込めて書きました。今年は「逆算思考」。結果を求め、今、何をすべきかを常に意識する。今で言うところのPDCAサイクルを意識した経営を心がけました。 来年は、何を書こうかな(^^)



